

# 自己点検評価第三者検証報告書

## 芸術文化観光専門職大学

芸術文化・観光学部 芸術文化・観光学科

令和8年3月

自己点検評価第三者検証委員会

# 目次

I	はじめに.....	1
II	芸術文化観光専門職大学の概要.....	2
III	自己点検評価第三者検証委員会の概要.....	3
IV	検証結果の総評.....	4
V	領域ごとの自己点検評価の検証.....	5
	領域 I.....	5
	領域 II.....	8
	領域 III.....	17
	領域 IV.....	20
	領域 V.....	26
VI	意見申立て及びその対応.....	30
VII	参考資料.....	31

※自己点検評価書における大学の概要、大学の目的及び特徴、並びに領域ごとの自己点検評価の概要は、原文の内容をそのまま転載しています。なお、自己点検評価の詳細については、芸術文化観光専門職大学ホームページをご覧ください。

# I はじめに

デジタル化やグローバル化の進展にともなって、産業構造や雇用などを含めた社会全体のあり方が大きく変化しています。このように激変する社会環境に対応するために、優れた専門技能等を身につけ、新たな価値の創造に貢献する専門職業人材の育成を目的とする高等教育機関として、専門職大学が発足しました（令和元年）。ここで育成すべき専門職業人材とは、高度な実践力（理論に裏づけられた高度な実践力によって、専門業務を引率できる）、豊かな創造力（社会の変化に対応して、新たなモノやサービスを作り出すことができる）及び豊かな人間性と職業倫理を備えた人材です。

専門職大学は、大学制度の中に位置づけられ、専門職を担うための実践的かつ応用的な能力（職務遂行能力）を具備した人材の育成を目的としています。専門職大学は、その教育研究水準の維持向上に資するために、文部科学大臣から認証を受けた機関（認証評価機関）による認証評価（分野別認証評価及び機関別認証評価）の受審が義務づけられています（学校教育法第109条第2項及び第3項）。

分野別認証評価は、専門職大学『学士課程』における教育課程、教員組織その他の教育研究活動の状況について、5年以内ごとに実施するものです。芸術文化観光専門職大学については、令和7（2025）年度に分野別認証評価が実施される必要があります。今回は、諸般の事情により、学校教育法第109条第3項に定める代替え措置として、第三者（外部者）で構成する「自己点検評価第三者検証委員会」が芸術文化観光専門職大学の実施した自己点検評価を検証しました。

今回の芸術文化観光専門職大学の自己点検評価は、過去に複数の専門職大学において分野別認証評価（現在6分野）を実施した実績のある一般社団法人 専門職高等教育質保証機構が作成した『専門職大学分野別認証評価 評価基準要綱（芸術文化観光分野）（案）』、『専門職大学分野別認証評価 自己評価実施要項（芸術文化観光分野）（案）』及び『専門職大学分野別認証評価 評価実施手引書（芸術文化観光分野）（案）』に準じて実施され、自己点検評価書としてまとめられております。自己点検評価第三者検証委員会は、芸術文化観光専門職大学から提出された自己点検評価書を、芸術文化観光専門職大学関係者、在学生、卒業生、一般教員等とのインタビューを通じて検証し、この『自己点検評価第三者検証報告書』をまとめました。

## Ⅱ 芸術文化観光専門職大学の概要

兵庫県公立大学法人 芸術文化観光専門職大学は、芸術文化と観光を学ぶ全国初の専門職大学として、兵庫県豊岡市において2021（令和3）年に開学しました。この専門職大学は、芸術文化及び観光の分野で活躍することによって、芸術文化と観光による価値連鎖を創出し、観光事業による交流の拡大、消費活動の喚起を通じて芸術文化の振興、観光の振興、地域の活性化の好循環を促すことで、地域社会に新たな価値と活力を創出できる専門職業人の育成を目的としています。単に学問を教えるだけでなく、地域社会に深く貢献し、地域の人々と協働しながら実践的に学ぶ教育体系を通じて、芸術文化と観光を基軸とした未来の地域づくりに貢献できる人材の育成をめざし、次の基本理念を掲げています。

1. 芸術文化及び観光の双方の視点を生かして地域の活力を創出する専門職業人の育成
2. 地域のオープンイノベーション拠点の形成
3. 地域の発展・繁栄及び新たな国際ネットワークの形成に貢献

芸術文化観光専門職大学は、芸術文化・観光学部 芸術文化・観光学科の1学部1学科を設置しており、これが今回の自己点検評価第三者検証の対象となります。

芸術文化・観光学部 芸術文化・観光学科において、学生は2年次から「芸術文化」又は「観光」を主専攻として選択し、もう一方を副専攻として学びます。これにより、両分野の視点を兼ね備えた専門職業人の育成を可能にしています。

講義と実習を往還するクォーター制（4学期制）を採用し、800時間以上に及ぶ実習を必修とすることで、理論と実践を結びつけた学びを実現しています。また、1年次の全寮制や演劇的手法によるコミュニケーション教育、国際交流プログラムなどを通じて、多様な価値観を理解し協働できる能力を育成しています。

芸術文化分野を主専攻とする学生は、芸術文化のマネジメント能力を身につけた上で、地域の観光関連事業者と連携することにより新たな価値を創造できる専門職業人をめざしています。卒業生には「芸術文化学士（専門職）」の学位が授与されます。

観光分野を主専攻とする学生は、観光のマネジメントの特性を理解した上で、地域活性化の力となる芸術文化分野の知見を生かして、新たな観光の展開を具体化できる専門職業人をめざします。卒業生には「観光学士（専門職）」の学位が授与されます。

### Ⅲ 自己点検評価第三者検証委員会の概要

#### 1. 自己点検評価第三者検証委員会委員

自己点検評価第三者検証委員会委員は、下記のとおりです。

川口 昭彦（委員 主査、一般社団法人 専門職高等教育質保証機構 代表理事）

岩本 和子（委員 神戸大学 名誉教授）

太下 義之（委員 同志社大学 教授）

宗田 好史（委員 関西国際大学 教授）

#### 2. 自己点検評価第三者検証委員会における審議状況

自己点検評価第三者検証委員会における審議経過は、下記のとおりです。

令和7年7月16日	評価者研修（六本木）
令和7年7月24日	評価者研修（神戸）
令和7年10月1日	書面調査（4週間）
令和7年12月12日	書面調査結果（ワークシート）を芸術文化観光専門職大学に送付
令和8年1月6日～7日	訪問調査実施
令和8年2月6日	自己点検評価第三者検証報告書（案）作成
令和8年2月17日	自己点検評価第三者検証報告書（案）を芸術文化観光専門職大学に送付・確認
令和8年3月26日	自己点検評価第三者検証報告書を芸術文化観光専門職大学に提出

## IV 検証結果の総評

芸術文化観光専門職大学 芸術文化・観光学部 芸術文化・観光学科は、自己点検評価を毎年実施し、その結果を改善・向上に資しています。

なお、文部科学省の「設置計画履行状況調査」においては、芸術文化観光専門職大学は、開学した令和3年度から令和6年度まで、いずれも「指摘事項が付されなかった大学等」として公表されています。

### ● 主な優れた点として、次のことがあげられます。

- 地域からの連携依頼が多数寄せられている等、地域の課題解決に取り組む社会貢献活動が積極的に実践され、大学の基本理念が学生にも浸透しています。
- サークル活動も活発であり、教育目的の達成に貢献しています。
- 最新設備の整った劇場、実習施設は即戦力となりうる専門職業人材を育成する環境として優れており、学生の多様な活動を支えています。

### ● 主な特色ある点として、次のことがあげられます。

- 芸術文化と観光を論理的に結びつけ、Well being という概念でとらえる理念は特色があります。
- 若者流出が課題の地域において、全国から学生が集まり、地域の活性化に貢献しています。
- 地域の国際芸術祭など特徴的なイベントに直接関わる機会が学修につながっています。
- 同規模の大学と比較して多くの教職員が配置されています。

### ● 主な改善が望まれる事項として、次のことがあげられます。

- 卒業要件の授業時間数が多く、学生・教員の負担が大きいため、今後さらなる検討が望まれます。
- 臨地実務実習の運営方法にさらなる工夫が望まれます。
- 職員の多くが県・市町からの派遣又は任期が定められた者であるため体制が不安定で、経験の継承に課題があります。特に、職員が多数異動した際のリスクへの備えが必要です。
- 学生の生活（特に食環境や住居）に対する支援のさらなる拡充が望まれます。
- 教育研究活動等の評価について、個々の教員に結果をどのように改善につなげるかが伝わっていない事例があったため、フィードバックのあり方に工夫が求められます。

## V 領域ごとの自己点検評価の検証

### 領域 I 教育課程の目的及び学修成果

**基準 I-1 専門職大学（芸術文化観光分野）が担う使命に則して、目的が適切に設定されていること。この目的には、当該専門職大学の育成しようとする人材像及び個性・特色が明確に示されていること。**

**【評価結果】** 基準 I-1 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

I-1-1 専門職大学（芸術文化観光分野）の目的が、理念や使命に則して、適切に設定されていること。

・教育の理念、目標、育成しようとする人材像が、専門職大学（芸術文化観光分野）に期待されている職務遂行能力及び関係法令を踏まえて、明確であることを確認する。

兵庫県公立大学法人芸術文化観光専門職大学（以下「この専門職大学」とよびます。）は、2021 年度に創設され、芸術文化・観光学部 芸術文化・観光学科（入学定員 80 名）に芸術文化専攻及び観光専攻が設置されています。芸術文化及び観光の分野において、芸術文化と観光による価値連鎖を創出し、観光事業による交流の拡大や消費活動の喚起を通じて、芸術文化の振興、観光の振興、地域の活性化の好循環を促すことのできる専門職業人の育成を目的としています。地域に根ざした教育研究活動を展開するとともに、産学官連携及び小中高大連携の強化、生涯教育の充実、地域との協働等を推進する拠点として地域社会に貢献するとともに、芸術文化を生かした新たな観光ビジネス、芸術文化の創造活動や優れた文化政策の進展に寄与し、グローバルなネットワークの形成に貢献することをめざしています（学則第 1 条）。

以上より、芸術文化と観光を結びつけて学ぶ全国初の専門職大学という立場を十分に生かした目的が設定されています。教育の理念、目標、育成しようとする人材像が、期待される職務遂行能力及び関係法令を踏まえて明確に示されています。

訪問調査において、「専門職業人」に求められる専門知識とスキルについて具体的に確認することができました。特に、「芸術文化と観光の双方に精通して、その相乗効果から地域活力を生み出す」という記述に関して、芸術文化と観光を論理的に結びつけ、Well being という概念でとらえる理念は特色があります。

**基準 I-2 【重点評価項目】専門職大学（芸術文化観光分野）に求められている人材育成がなされていること。**

**【評価結果】** 基準 I-2 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

I-2-1 単位修得・卒業状況から判断して、専門職大学（芸術文化観光分野）に求められている学修成果の適切な把握及び評価がされていること。

・在学中の単位修得状況、成績評価の分布表等を確認する。

・標準修業年限内の卒業率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業率（過去 5 年分）を確認する。

1期生（2021年度入学者）の単位取得状況は、4年間平均で92%です。4年間の退学率は6%で、標準修業年限での卒業率は77%です。これらの単位修得状況及び卒業状況から、専門職大学（芸術文化観光分野）に求められている学修成果が適切に把握・評価されています。

1期生の単位取得状況が良好であることについて、訪問調査においてその背景を把握することができました。

また、資格取得に関する資料及び退学の理由のほか、2年目以降の受験者数がほぼ半減している点についても、訪問調査を通じて必要な情報を得ることができました。

I-2-2 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、専門職大学（芸術文化観光分野）に求められている学修成果の適切な把握及び評価がされていること。  
・学修の達成度や満足度に関するアンケート調査、学修ポートフォリオの分析調査等、意見聴取の結果等から判断して、学修成果の状況を確認する。

学生の授業理解度を把握するために授業評価アンケートが、毎学期、実施されています。アンケート結果は5段階評価で平均4.0を上回っており、学生からの意見聴取の結果はホームページで公開されています。1期生については、単位修得率や就職内定者の反応が概ね良好であり、学修成果が着実にあがっています。

ただし、在学生の声や就職内定者の声は一部の学生の意見にとどまるため、全体像を把握するには十分ではない懸念があります。この点について、訪問調査において授業評価アンケートの具体的な資料（評価項目の内容や評価分布など）を閲覧し、より広い学生層の状況が把握されていることを確認しました。

I-2-3 卒業後の進路の状況等の実績や成果から判断して、専門職大学（芸術文化観光分野）に求められている学修成果の適切な把握及び評価がされていること。  
・就職先・進学先の状況、就職率・進学率の状況が、専門職大学の目的及び卒業認定・学位授与方針に則して妥当なものであること等を確認する。  
・卒業生の活躍状況、各種コンペティション等の受賞状況等を確認する。

就職率は、就職希望者に対して98.2%です。就職希望者の就職先については、生活関連サービス業（芸術文化分野等）が主であり、宿泊業（観光分野）や金融業など、その他の業種に進む者も散見されます。主な職種としては、芸術文化関連施設の技術スタッフ・舞台監督セクション、ステージマネージャー職、テーマパーク総合職、グランドハンドリング業務（航空運送業）、旅行会社総合職など、この専門職大学に求められている学修成果が着実に発揮されています。

「相乗効果を地域活性化に活かす」という理念との関係については、地元である兵庫県内への就職者が11名、但馬地域が8名となっています。特に、卒業後に豊岡市内及び兵庫県内に就職した人数や、受入れ企業の状況については、ウェブ上の情報及び訪問調査を通じて具体的な状況が把握できました。就職希望者のうち未決定者（1名）は、大学院に進学しました。

沖縄から北海道に至る全国の都道府県から入学した学生が当地で就職しており、若者流出が課題の地域において、全国から学生が集まり、地域の活性化に貢献していることは特色です。また、この教育目的が学生にも浸透していることが、在学生・卒業生とのヒアリングで確認できました。

I-2-4 卒業生や就職先等の関係者及び地域の関係者からの意見聴取の結果から判断して、専門職大学（芸術文化観光分野）に求められている学修成果の適切な把握及び評価がされていること。

- ・卒業後一定年限を経過した卒業生からの意見聴取等の結果を踏まえて、学修成果を確認する。
- ・就職先等の関係者及び地域の関係者からの意見聴取等の結果を踏まえて、学修成果を確認する。
- ・地域社会への貢献状況を確認する。

1期生が卒業して間もないため、卒業生アンケート及び就職先企業アンケートは現時点では未実施ですが、実施が予定されています（訪問調査において確認）。2025年7月下旬には、いくつかの就職先企業や卒業生に対してヒアリングが実施され、その結果、「臨地実務実習」や「連携実務演習」などの実習を通じて社会人としてのマナーが身につき、人的ネットワークが形成され、これらが現在の業務に活かされていることが明らかになりました。

また、地域からの連携依頼が多数寄せられている等、地域の課題解決に取り組む社会貢献活動が積極的に実践され、大学の基本理念が学生にも浸透しており、優れています。

ヒアリングに出席した学生の反応からは、就職先が芸術文化・観光関係分野でない場合でも、この専門職大学での学びが業務に役立っていることが示唆されました。多様な分野への就職が見られる一方で、芸術文化と観光、知識とマネジメント実践の能力を総合的に生かした仕事に就けているか否かについては、今後の調査が望まれます。

以上の内容を総合して、「**領域 I を満たしている。**」と判断します。

## 領域 I の基準について

### 【優れた点】

- 地域からの連携依頼が多数寄せられている等、地域の課題解決に取り組む社会貢献活動が積極的に実践され、大学の基本理念が学生にも浸透しています。

### 【特色ある点】

- 芸術文化と観光を論理的に結びつけ、Well being という概念でとらえる理念は特色があります。
- 若者流出が課題の地域において、全国から学生が集まり、地域の活性化に貢献しています。

### 【改善が望まれる事項】

- 特にありません。

## 領域Ⅱ 教育内容・方法

**基準Ⅱ-1 芸術文化観光領域に新しい価値を生み出し、地域に新たな活力を創出する人材育成をめざして、卒業認定・学位授与方針が、具体的かつ明確であること。**

【評価結果】 基準Ⅱ-1 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

Ⅱ-1-1 卒業認定・学位授与方針が、芸術文化観光領域に新しい価値を生み出し、地域に新たな活力を創出する人材育成をめざして、具体的かつ明確に策定されていること。  
・卒業認定・学位授与方針が、学生が身につけるべき資質・能力の目標を具体的かつ明確に示していることを確認する。

卒業認定・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）は、ホームページや履修の手引き等で公開されており、学生が身につけるべき能力・資質について、両専攻に共通するものに加えて、芸術文化と観光の各専攻で重点を置きつつ、もう一方の専攻の能力・資質も学生に求めていることが明確に策定されています。

両専攻に共通する能力として、1. 基礎的な知識・技能及び対話的コミュニケーション能力、2. 価値創造の能力、3. 地域においてユニバーサルな社会づくりを推進する能力が掲げられています。芸術文化専攻のディプロマ・ポリシーとしては、芸術文化マネジメント能力と、芸術文化学士に求められる観光マネジメント能力が示されています。観光専攻のディプロマ・ポリシーとしては、観光マネジメント能力と、観光学士に求められる芸術文化マネジメント能力が策定されています。さらに、クォーター制による理論と実践の組み合わせにより、地域に新たな活力を創出する人材育成をめざす方針が具体化されています。

また、舞台芸術に関するサークル活動も活発に行われ、舞台芸術を中心とした芸術文化の専門的知識の修得に貢献しています。芸術文化を社会に開き、地域の活性化に結びつける取組が積極的に行われ、優れています。

**基準Ⅱ-2 芸術文化観光領域に新しい価値を生み出し、地域に新たな活力を創出する人材育成に求められる能力（思考力、分析・判断力、応用力、コミュニケーション力等）の養成をめざして、教育課程編成・実施方針が、卒業認定・学位授与方針と一貫性があり、具体的かつ明確であること。**

【評価結果】 基準Ⅱ-2 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

Ⅱ-2-1 教育課程編成・実施方針と卒業認定・学位授与方針とが整合的であること。  
・教育課程の編成及び実施の内容が、卒業認定・学位授与方針に定められた学識、能力や素養を学生に獲得させうるものとなっているかを確認する。

卒業認定・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に定められた能力を養成するために、各種科目が設定され、教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）と卒業認定・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）は整合的に構成されています。

基礎科目は、生涯にわたり自らの資質を向上させ、社会的・職業的自立を図ることを目的とした科目であり、特に対話的コミュニケーション能力を身につけさせるコミュニケーション演習や語学などが配置されています。さらに、新たな価値創造につながる着想や思考、創造性を喚起する科目として、芸術学、地域とつながる歴史学などが知的創造性を育む科目として配置されています。

職業専門科目については、芸術文化専攻では文化施設の運営や舞台芸術に関する知識・技能を通じて地域活性化に寄与する実践的方法論を修得させる科目が配置され、観光専攻では観光地域づくりや観光産業の現状と課題を考察し、課題解決能力を修得させる科目が配置されています。

以上の内容は履修の手引きやホームページ等に公開されており、幅広いカリキュラム構成となっています。

また、「新たな価値創造につながる着想や思考、創造性を喚起する科目」として配置された芸術学や地域とつながる歴史学などの知的創造性科目の組合せが、どのような学修効果を生んでいるかについては、訪問調査において具体的な説明を受けました。さらに、職業専門科目において、芸術文化専攻と観光専攻が目的や理念で述べられた「相乗効果」を発揮するための科目配置の工夫についても、訪問調査を通じて把握することができました。

II-2-2 教育課程編成・実施方針が、①教育課程の編成方針、②教育方法に関する方針、③学修成果の評価方針を具体的かつ明確に示していること。  
・教育課程の編成及び実施方針に、上記①～③の各項目に係る記述が含まれているかを確認する。

教育課程編成・実施方針では、基礎科目、職業専門科目、展開科目、総合科目ごとに、①教育課程の編成方針、②教育方法に関する方針、③学修成果の評価方針が具体的かつ明確に示されています。これらの教育課程の編成方針、教育方法、学修成果の評価方針については、大学の設置等の趣旨等を記載した書類にも、同様に具体的かつ明確に示されています。

**基準 II-3 芸術文化観光に関連する企画や経営に必要な専門的知識（芸術文化観光に関する企画戦略・広告、デジタルツールの活用等）、専門職業の現場で必要とされる能力を修得させるとともに高い職業倫理観と地域創生への意欲及びグローバルな視野を持つ専門職業人の育成をめざして、教育課程の編成及び授業科目の内容・水準が、体系的かつ適切であること。また、教育課程の編成、授業科目、卒業要件等が、専門職大学設置基準に適合するものであること。**

**【評価結果】** 基準 II-3 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

II-3-1 キャリアアップの基礎となるリテラシー科目である基礎科目、芸術文化マネジメント能力、観光マネジメント能力及び価値創造能力と育成する職業専門科目が展開されていること。これらの基盤の上に、グローバルな発信力を具備し協働的なユニバーサル社会づくりに貢献する人材育成のための展開科目及び芸術文化と観光に関する課題の設定・解決策を立案・発信を行う総合科目が体系的に編成されていること。

- ・基本的な内容、発展的な内容、応用・実践的な内容を取り扱う科目が、段階的に順次学習できるように、体系的に編成され、教育課程の卒業要件に照らして適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されていることを確認する。
- ・実務に必要な専門的知識（芸術文化観光に関する企画戦略・発信、デジタルツールの活用等）、芸術文化観光関連職業の現場で必要とされる判断力、論理的な思考力、応用力等を修得させるとともに、高い職業倫理観と地域創生への意欲及びグローバルな視野をもつ専門職業人を育成するよう適切に編成されていることを確認する。
- ・協働的なユニバーサル社会づくりに貢献する人材育成（展開科目）が有効に展開されていることを確認する。
- ・学修内容を統合指導するゼミ・卒業制作（総合科目）が有効に展開されていることを確認する。
- ・教育課程の編成、授業科目、卒業要件等が、関係法令や卒業認定・学位授与方針や教育課程編成・実施方針に則して体系的に編成され、教育課程の卒業要件に照らして適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されていることを確認する。
- ・入学前の既修得単位の認定を実施している場合には、その実施規程と実施状況を確認する。

キャリアアップの基礎となるリテラシー科目である基礎科目、芸術文化マネジメント能力・観光マネジメント能力及び価値創造能力を育成する職業専門科目が展開されており、これらの基盤の上に、グローバルな発信力を備え、協働的なユニバーサル社会づくりに貢献する人材育成をめざす展開科目、さらに芸術文化と観光に関する課題の設定や解決策の立案・発信を行う総合科目が体系的に編成されています。加えて、基本的な内容、発展的な内容、応用・実践的な内容の授業科目が年次ごとに、また必修・選択必修・選択として体系的に配置されており、必要な単位数以上の授業科目が開設されています。

芸術文化観光に関連する周辺分野として、国際社会や地域社会の現代的課題を学ぶ科目も展開されています。その上で、芸術文化と観光の両専攻分野を架橋し、新たな課題解決に向けて取り組む人材育成が可能となっています。また、芸術が社会を変革し進歩させる力を備えている点は疑いないものの、そのための人材育成が、この教育課程において十分に体系化されているかについては、今後も検証することが重要です。

II-3-2 各授業科目について、到達目標が明示され、それらが段階的及び体系的な授業科目の履修の観点から適切な水準となっているとともに、到達目標に即した授業内容となっていること。

- ・各授業科目の到達目標が専門職大学（芸術文化観光分野）に相応しい水準であるとともに、授業科目の内容が到達目標に即したものであることを確認する。

各授業科目には到達目標が明示されており、それらは段階的かつ体系的な授業科目の履修の観点から適切な水準となっているとともに、到達目標に即した授業内容となっています。シラバスや大学の設置等の趣旨等を記載した書類においても、教育方針の実施方針やカリキュラム配置表を確認した結果、到達目標が明示されており、適切な水準で到達目標に即した授業内容となっています。

さらに、カリキュラムツリー等には、各授業科目の到達目標が体系的に計画されていることが示されています。芸術文化と観光の両分野の架橋という観点からも、体系化が図られています。

Ⅱ-3-3 段階的かつ体系的な教育の実施が理解できる資料が学生に周知されていること。  
・段階的かつ体系的な教育の実施を理解できる資料が、学生に周知されていることを確認する。

段階的かつ体系的な教育の実施が理解できる資料が学生に周知されています。履修の手引きや入学ガイダンスにおいても、段階的かつ体系的な教育の実施を理解できる資料が学生に明示されています。

芸術文化と観光のマネジメントの違いを学生にどのように理解させているのかが重要な点となります。芸術と文化は異なる概念であり、観光分野では「マネジメント」という語が多義的に用いられることから、専門職業教育として企画運営に関する教授内容に特色があります。今後、芸術文化と観光のマネジメントの相違点の整理方法や、企画運営教育の具体的な教授内容の示し方については、さらに工夫を重ねることで改善が期待されます。

#### **基準Ⅱ-4 臨地実務実習の管理運営体制が整備され、芸術文化観光分野の人材育成目標に則して適切に運用されていること。**

**【評価結果】** 基準Ⅱ-4 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

Ⅱ-4-1 臨地実務実習について、芸術文化観光分野関連企業等の選定、実習内容及び成績評価等に関する管理運営体制が整備され、実施されていること。  
・臨地実務実習先の決定方法や実習内容及び臨地実務実習の成績評価結果を確認する。  
・臨地実務実習先の実務指導者と教育課程の担当教員との間で、実習内容の改善に向けた協議やその結果の反映状況について確認する。

臨地実務実習については、芸術文化観光分野関連企業等の選定、実習内容及び成績評価等に関する管理運営体制が整備され、実施されています。実習先は十分に確保されており、実習内容や成績評価、教員の巡回などの管理運営体制も整備され、適正に実施されています。

学生自ら臨地実務実習に関する資料を参考に計画を作成した上で実習に臨む体制が構築されており、学生の自発性を重視した方法が採用されています。計画作成に際して教員の指導、実習先担当者の指導状況は、適切と判断されます。

多様な実習先が用意されている反面、科目選択が複雑になっている等、学生・教職員ともに負担が大きくなっています。このため、臨地実務実習の運営方法のさらなる工夫が望まれます。

#### **基準Ⅱ-5 芸術文化観光分野の人材育成目標を反映した適切な授業形態（講義、演習、実習等）と学修指導方法が、採用されていること。また、実習や客員・外部講師など芸術文化観光分野関連機関と連携した教育上の工夫が行われていること。**

**【評価結果】** 基準Ⅱ-5 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

II-5-1 授業科目の区分、内容及び到達目標に応じて、適切な授業形態（講義、演習、実習等）と学修指導方法が採用され、授業の方法及び内容が学生に周知されていること。

- ・授業の内容及び方法等が、専門職大学設置基準等の規定を満たしており、それらが学生に周知されていることを確認する。
- ・少人数による双方向的・多方向的な授業方法、事例研究、現地調査などの実践的な教育が実施されていることを確認する。
- ・ひとつの授業科目について同時に授業を受ける学生数が、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適切な人数となっていることを確認する。
- ・連携開設科目、昼夜開講制、共同教育課程、国際連携学科等が実施されている場合には、それらの実施状況を確認する。
- ・多様なメディアを利用した授業の実施状況を確認する。

授業科目の区分・内容及び到達目標に応じて、適切な授業形態（講義、演習、実習等）と学修指導方法が採用されており、授業の方法及び内容は学生に周知されています。

少人数制の運用については、授業によって受講人数に偏りが見られ、50名を超える授業も複数存在します。講義科目では一定の工夫が可能と考えられるものの、特に実習科目において教育効果に影響が生じることが懸念され、今後の改善が期待されます。

海外語学研修や英語を用いた授業、情報関係科目の受講者数が極端に少ない状況となっています。4年制大学の卒業生として現代社会で求められる基本的なスキルの観点から、これらの科目の受講状況については改善の余地があります。また、開学時の教員審査に関する情報や外部講師・客員教員との連携状況、新しい取組の導入に際して学生に不安や不満が生じない、特に芸術系の指導において一般の芸術系大学で見られるような齟齬が生じない等の配慮が求められます。

II-5-2 実習や客員・外部講師など芸術文化観光分野関連機関と連携した教育上の工夫が行われていること。

- ・実習の実施状況及び芸術文化観光分野関連機関からの客員・外部講師の招請状況を確認する。

実習や客員・外部講師など、芸術文化観光分野関連機関と連携した教育上の工夫が行われています。専門性のある組織での実習に対応するための実習先は十分に確保されていると判断されますが、各授業で招聘されているゲストスピーカーが7名という数は、地域や社会と連携する専門職大学としてはやや少ない印象を与えます。

設置計画履行状況報告書に記載された開講科目の中では、未開講科目はなく、設置申請時の計画通りに授業が実施されています。

II-5-3 単位の実質化への配慮がなされていること。

- ・1年間の授業を行う期間（定期試験等を含む）が、35週確保されていることを確認する。
- ・各授業科目が8週、10週又は15週にわたる期間を単位として行われていることを確認する。
- ・各授業科目において、授業時間外の学修を促す措置が行われていることを確認する。
- ・履修登録科目に関する単位数の上限設定（CAP制）が実施されている場合には、それらの実施状況を確認する。

1年間の授業期間として35週が確保されています。1単位の授業科目は45時間の学修を必要とする内容をもって構成しており、講義科目は15時間の授業をもって1単位、外国語と演習は30時間をもって1単位、実習は30時間から45時間をもって1単位としています。各科目は授業以外にも必要に応じて、予習、復習、課題を設けており、科目が掲げる目標への到達度合いを試験、レポートなどによって評価を行い、出席状況を踏まえて単位認定が行

われます。

年間に履修登録できる科目の上限は 48 単位です。CAP 制が導入されていますが、どの程度効果的に機能するかという課題があり、その実施状況を示す資料は確認できませんでした。

以上から、単位の実質化への配慮がなされていると判断しますが、卒業要件の授業時間数が多く、学生・教員の負担が大きくなっています。すでにカリキュラム改革が検討されていることは確認できましたが、今後さらなる検討が望まれます。

**Ⅱ-5-4 社会人入学者、留学生等、多様な学修歴や職業歴をもつ学生に配慮した学修指導が行われていること。**

- ・社会人入学者、留学生等、多様な学修歴や職業歴をもつ学生に配慮した学修指導が行われていることを確認する。
- ・科目等履修生制度が実施されている場合には、その実施状況を確認する。

科目等履修規程や個別対応の体制は整備されていますが、社会人入学者や留学生等は少数で、具体的な実施状況を示す資料は提示されていません。1年次はクラス「担任制」、2年次は予め大学で指定した担当教員（アカデミックアドバイザー）、3・4年次は「専門演習」「総合演習」のゼミ担当教員がアドバイザーとなり、勉学面のみならず学生支援全般を担う体制が整備されており、多様な学修歴や職業歴をもつ学生に配慮した学修指導が行われているものと判断します。ただし、特に3・4年次において研究テーマの関心の変化し、アドバイザーの変更を希望する場合の対応方針については、現時点で十分な情報が得られていません。

社会人入学者や留学生等の学修状況や大学生活の様子については、訪問調査時点で把握できる範囲が限られています（当該学生数が少ないため）。さらに、専門職大学で実務家教員が多い体制の中で、担任制を担う教員がどのように学生支援に取り組むかについては、今後の検討が求められます。近年の学生の多様化や芸術系学生の個性に対応するためには、大学全体としての継続的な取り組みが必要です。担任制の導入に伴う教員の負担についても、専門職大学としてどのように組織的な支援体制を構築するかが今後の焦点となります。

以上から、多様な学生への学修支援体制、アドバイザー変更時の対応方針、社会人入学者や留学生等への授業内容の工夫、教員支援体制などについては、今後さらに工夫を重ねることで改善が期待されます。

**基準Ⅱ-6 公正な成績評価が客観的かつ厳格に実施され、単位が認定されていること。**

**【評価結果】 基準Ⅱ-6 を満たしている。**

評価結果の根拠・理由

**Ⅱ-6-1 成績評価基準が、卒業認定・学位授与方針及び教育課程編成・実施方針に則して定められている学修成果評価の方針と整合性をもって、組織として策定されていること。**

- ・成績評価基準については、評語（A、B、C等）を適用する際の科目の到達目標を考慮した判断の基準について組織として定めたものを確認する。

成績評価基準は、卒業認定・学位授与方針及び教育課程編成・実施方針に則して定められており、学修成果評価の方針と整合性をもって組織的に策定されています。また、その評価基準に基づく評価が厳格かつ適切に運用され、単位認定が行われています。

II-6-2 成績評価基準が学生に周知されていること。成績評価にあたり、平常点等の試験以外の考慮要素の意義や評価における割合等が学生に周知されていること。

- ・学生に対して、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により周知が図られていることを確認する。

成績評価基準は、履修の手引きやホームページへの掲載により学生に周知されています。成績評価にあたっては、平常点など試験以外の考慮要素の意義や評価における割合についても学生に周知されており、学生に対して成績評価基準が明確に示されています。また、シラバスにも、平常点など試験以外の考慮要素が明示されています。

一方で、臨地実務実習に特色があり演習科目が多い芸術系大学であることを踏まえて、試験以外の考慮要素が過度に多くならないように配慮されています。

II-6-3 成績評価基準に則して各授業科目の成績評価や単位認定が客観的かつ厳正に行われていることについて、組織的に確認されていること。

- ・学修成果の評価方針に照らして成績評価の分布の点検を組織的に実施していることを確認する。
- ・GPA (Grade Point Average) 制度を実施している場合には、その目的や実施状況を確認する。
- ・個人指導等が中心となる科目の場合には、成績評価の客観性を担保するための措置について確認する。

成績評価基準に則して各授業科目の成績評価や単位認定が客観的かつ厳正に行われ、組織的に確認されています。成績評価の分布についても組織的な点検が実施されています。

ただし、成績評価の運用状況を組織的に確認する仕組みについては、その具体的な方法や運用方法については、明確化が求められる部分があり、今後さらに整理されることが期待されます。

II-6-4 成績評価に対する異議申立て制度が組織的に設けられていること。

- ・成績評価に関する異議を受け付ける窓口、受付後の対応の手順、様式等について確認する。
- ・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等について確認する。
- ・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）が、検証できる状況にあることを確認する。

成績評価に対する異議申立て制度については、教育企画課を窓口として受付後の手順や様式等が明確に規定されており、組織的な仕組みが整備されています。2024年度の申立て（4件）は、いずれも却下となりましたが、申立て内容や却下理由については、訪問調査時の面談を通じて概要を把握し、適切に運用されているものと判断します。

II-6-5 他の大学等において修得した単位や入学前の既修得単位等の認定に関する規程が定められていること。

- ・他の大学等において修得した単位や入学前の既修得単位等の単位認定に関する規程が、法令にしたがって定められていることを確認する。
- ・編入学や秋入学への配慮、国内外の大学等との単位互換・交換留学制度の実施、ダブル・ディグリー制度の導入等の取組を行っている場合には、それらの実施状況について確認する。

他大学等で修得した単位や入学前の既修得単位等の認定に関する規程が整備されています。単位認定に関する具体的な申請様式については、現時点では実績がなく、今後の運用に向けて準備が進められている段階です。

国内外の大学との単位互換については、現時点では実施には至っていません。単位認定に関する規程が整備されていますが、具体的に運用された例はなく、今後の制度運用に向けた検討が進められている段階です。

## 基準Ⅱ-7 卒業要件が卒業認定・学位授与方針に則して策定され、公正な卒業認定が実施されていること。

【評価結果】 基準Ⅱ-7を満たしている。

評価結果の根拠・理由

Ⅱ-7-1 卒業要件が、卒業認定・学位授与方針に則して、組織的に策定されていること。  
・卒業要件が組織的に策定され、専門職大学設置基準等が定める要件と整合的であることを確認する。

卒業要件については、卒業認定・学位授与方針に則して組織的に策定されています。芸術文化系と観光系という異なる領域を併せもつ専門職大学であることを踏まえ、両領域の違いが卒業要件の策定にどのように反映されているかについては、学内で一定の整理が行われています。

Ⅱ-7-2 卒業要件が学生に周知されていること。  
・学生に対して、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により周知が図られていることを確認する。

履修の手引きやウェブサイトへの掲載を通じて卒業要件が、学生に周知されています。これらの情報提供により、学生が卒業要件を把握できる体制が整えられています。

卒業要件に関する学生からの問い合わせや異議申立ての状況については、現時点では大きな混乱や問題は生じていません。学生からの相談対応についても、体制が整えられています。

Ⅱ-7-3 卒業要件に則して、卒業認定が実施されていること。  
・卒業認定について、卒業要件を適用する手順どおりに実施されていることを確認する。

卒業要件に則して卒業認定が実施されています。卒業認定に関する学内での手続きや審議の進め方に関する情報は公表されています。

初年度の卒業認定に関して特段の問題は生じておらず、初年次生の卒業が概ね順調に進みました。あわせて、今後の運用に向けて整理すべき点が一部残されていることについても、訪問調査を通じて把握されました。

## 基準Ⅱ-8 産業界・地域社会と連携した教育課程の編成が進められていること。また、教育課程連携協議会が、定期的開催され、機能していること。

【評価結果】 基準Ⅱ-8を満たしている。

評価結果の根拠・理由

Ⅱ-8-1 産業界・地域社会と連携した教育課程の編成が進められていること。  
・産業界・地域社会と連携する体制を確認する。  
・教育課程の開発・開設が、産業界・地域社会と連携しつつ進められていることを確認する。

産業界や地域社会との連携を踏まえた教育課程の編成が進められています。芸術文化分野及び観光分野の双方において、多くの団体や企業が実習先として確保され、産業界・地域社会と連携する体制が整備され、教育課程の編成にあたって外部の意見を反映する仕組みが機

能しています。

教育課程連携協議会は、年2回定期的に開催されており、産業界・地域社会との意見交換を通じて教育課程の更なる充実に向けた取り組みが進められています。

地域の国際芸術祭など特徴的なイベントに直接関わる機会が学修につながっています。

II-8-2 教育課程連携協議会について、その構成員が適切であり、定期的に開催され、機能していること。

・教育課程連携協議会の構成員、開催状況及び議事録を確認する。

教育課程連携協議会は定期的に開催されており、構成員には教職員、専門分野の知識や経験を有する団体、地方公共団体、地域の関係者、臨地実務実習を受け入れる企業等が含まれ、適切な体制が整えられています。協議会の構成員それぞれの役割については、教育課程の検討における関与の仕方や意見の反映方法が整理されています。議事録からは審議内容を把握することができ、教育課程の編成に審議結果が反映された具体的な事例についても確認できました。

以上の内容を総合して、「**領域IIを満たしている。**」と判断します。

## 領域IIの基準について

### 【優れた点】

- サークル活動も活発であり、教育目的の達成に貢献しています。

### 【特色ある点】

- 地域の国際芸術祭など特徴的なイベントに直接関わる機会が学修につながっています。

### 【改善が望まれる事項】

- 卒業要件の授業時間数が多く、学生・教員の負担が大きいため、今後さらなる検討が望まれます。
- 臨地実務実習の運営方法にさらなる工夫が望まれます。

## 領域Ⅲ 教育研究実施組織

**基準Ⅲ-1 教育研究実施組織が、専門職大学（芸術文化観光分野）が担う使命を遂行するために、適切に構成され、教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること。**

**【評価結果】 基準Ⅲ-1 を満たしている。**

評価結果の根拠・理由

Ⅲ-1-1 教育研究実施組織が、専門職大学（芸術文化観光分野）が担う使命を遂行する上で適切な構成となっており、継続的な研究成果の創出のための環境整備がされていること。

・教育研究実施組織が、教育課程の目的と整合性があることを確認する。

教員組織及び職員組織の構成については、学則第3条から第5条において規定されており、責任体制についても、学長が校務を統括し所属職員を統督すること、学部長が学部に関する校務をつかさどり学部に関する事項を総括することが明確に定められています。

最高意思決定機関としては、執行部会議規程に基づき執行部会議が設置され、大学運営に係る重要事項の審議と、戦略性をもった大学運営の推進が図られています。定例会は原則として月2回、学長の招集により開催されています。また、教育研究に関する重要事項は、教育研究審議会規程第2条に掲げる事項に基づき、教育研究審議会において審議されています。

Ⅲ-1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されており、継続的な研究成果の創出のための環境整備がされていること。

・専門職大学設置基準等各設置基準に照らして、基準数以上の基幹教員を配置していることを確認する。

・必要基幹教員数のおおむね4割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者（実務の経験等を有する基幹教員）を配置していることを確認する。

・下記の各号のいずれかに該当する者が、実務の経験等を有する基幹教員のうち専門職大学設置基準第35条が定める数以上配置されていることを確認する。

- ① 大学において教授、准教授、基幹教員としての講師又は助教の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む）のある者
- ② 博士の学位、修士の学位又は学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む）を有する者
- ③ 企業等に在職し、実務に係る研究上の業績を有する者

専任教授数、実務家教員数、研究能力を併せもつ実務家教員数などが、専門職大学設置基準等に照らして、適切に配置されています。専任教員の約4割以上が、専攻分野における概ね5年以上の実務経験を有する実務家教員で構成されており、芸術文化系と観光系のバランスも概ね確保されています。講師については芸術文化系がやや多い状況にありますが、専任教員に加えて非常勤教員も十分に配置されており、幅広いテーマや実務経験に基づく教育を提供できる体制が整えられています。

実務家教員と研究者教員が相互に連携し、継続的な研究成果を創出するための取り組みについても、両者の協働による相乗効果を高める工夫が進められています。

## 基準Ⅲ-2 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること。

【評価結果】 基準Ⅲ-2 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

Ⅲ-2-1 教授会等が、教育研究活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っており、教育研究に係る責任の所在が明確になっていること。

- ・教員組織における責任体制を確認する。
- ・教授会等について、構成、責任体制、審議事項、権限委任事項、開催頻度等を確認する。

教員研究実施組織については、学則第3条から第5条において職員組織、学部長及び教授会に関する規定が示されており、これらを基礎として指揮系統が整理され、芸術文化観光専門職大学の管理運営体制が構築されています。

専門職大学の運営に係る重要事項を審議し、戦略性をもった大学運営を推進するため、執行部会議規程に基づき執行部会議が学内の最高意思決定機関として設置されています。学長の招集により、定例会は原則として月2回開催されています。教育研究に関する重要事項は、教育研究審議会規程第2条に掲げる事項に基づき、教育研究審議会において審議されています。

学則第3章では「教育課程、授業科目及び授業の方法、単位の計算、単位の授与、成績の評価」等が規定され、第4章では「入学に関する事項、卒業認定」等が定められています。教員の人事等に関する重要事項は、人事委員会規程により運用されています。

教授会については、学則第5条及び教授会規程に基づき、その役割が明確に定められています。教授会規程第7条第1項では、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与に関する事項について、学長が決定を行う際に意見を述べることとされています。同条第2項では、教育課程の編成、学生の履修、在籍に関する事項、学生の懲戒処分、学部長候補者の推薦、教員の採用及び昇任候補者の教育研究業績等の審査など、教育研究に関する重要事項について意見を述べるのが規定されています。さらに同条第3項では、学長及び学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、求めに応じて意見を述べるができることとされています。

## 基準Ⅲ-3 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、教職員の管理運営に関する能力を向上させる取組が実施されていること。

【評価結果】 基準Ⅲ-3 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

Ⅲ-3-1 教員と事務職員等とが適切な役割分担のもと、必要な連携体制が確保されていること。

- ・管理運営のための組織の責任体制と事務組織の関係を確認する。
- ・管理運営に係る合議体に、教員と事務職員が構成員として参加していることを確認する。

執行部会議や各種委員会には教員と事務職員が出席し、学内の意思決定において教職協働が図られています。教授会については、規定上は教授と准教授で構成されることとされていますが、実際には全専任教員が出席し、さらに部局長などの職員も基本的に陪席しており、

教員と事務職員が連携して運営に関与する体制が整えられています。

Ⅲ-3-2 管理運営に従事する教職員の能力の質向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント（SD）が実施されていること。  
・SDの実施内容・方法及び実施状況（参加状況を含む）を確認する。

スタッフ・ディベロップメント（SD）は、毎年1回開催され、「服務規律の確保について」「交通安全について」等が取り上げられています。令和5年度までは、出席率は、全教職員の60%程度でしたが、令和6年度には動画を作成し後日閲覧を可能としたところ、90%近くの教職員が参加しています。

同規模の大学と比較して多くの教職員の配置が特色となっています。しかしながら、職員の多くが県・市町からの派遣や任期が定められた者であるため体制が不安定で、経験の継承に課題があります。特に職員が多数異動した際のリスクへの備えが必要です。

以上の内容を総合して、「**領域Ⅲを満たしている。**」と判断します。

### 領域Ⅲの基準について

#### 【優れた点】

- 特にありません。

#### 【特色ある点】

- 同規模の大学と比較して多くの教職員が配置されています。

#### 【改善が望まれる事項】

- 職員の多くが県・市町からの派遣や任期が定められた者であるため体制が不安定で、経験の継承に課題があります。特に職員が多数異動した際のリスクへの備えが必要です。

## 領域Ⅳ 学修環境

**基準Ⅳ-1 学修環境の維持・向上のために、入学者受入れ方針に則して入学者の受入れが適切に実施され、在籍者数及び実入学者数が、収容定員及び入学定員に対して適正な数となっていること。**

【評価結果】 基準Ⅳ-1 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

IV-1-1 入学者受入れ方針に沿った体制・方法が採用され、入学者選抜が公正かつ適正に実施されていること。

- ・入学者選抜実施体制の整備状況（組織の役割、構成、意思決定プロセス、責任の所在等）を確認する。
- ・入学者選抜方法が入学者受入れ方針に適合していることを確認する。
- ・入学者選抜の実施方法及び実施時期に関して、早期卒業して入学しようとする者及び飛び入学しようとする者に対して適切な配慮がなされていることを確認する。
- ・社会人等の多様な人材が入学者選抜を受験できるように配慮されていることを確認する。
- ・障がいのある者に対して特別措置等を行っていることを確認する。

入学者選抜実施体制として入試委員会が設置され、アドミッション・ポリシーに即して入試が公正かつ適切に実施されています。アドミッション・ポリシーでは、高等学校で習得すべき基礎学力を身に付けていること、専門職大学での学修に必要な柔軟な思考による創造力や判断力、リーダーシップ、コミュニケーション能力を備えていること、芸術文化及び観光に関する専門的知識・技能を基に新たな価値創造に挑戦し地域活性化に寄与しようとする意欲を持つこと、多様な価値観を理解し他者と協働して行動できる寛容性を有することが示されています。

入試方式は、推薦、総合、一般の3種類が採用されています。入試委員会は、入試委員会規程に基づき、学生募集に関すること、入学試験の実施に関すること、その他入試に関することを所掌しています。学生募集については、文部科学省の「大学入学者選抜実施要項について」に基づき、6月中に入学者選抜実施要項を、8月中に学生募集要項を策定し、学則で規定された入学資格、出願資格、入学試験の方法・日程・内容・出願書類等を公表しています。

入学試験の実施については、入試委員会の下に入試担当ワーキンググループが設置され、入試問題の作成、問題検定、採点が組織的に行われています。それぞれの組織ではマニュアルや基準ルーブリックが整備され、公平・公正な運用が図られています。また、入試結果の検証や受入れ方針に沿った入学者を確保するための改善が進められています。さらに、入試業務の適切かつ円滑な実施を目的として、出題ミス防止ガイドラインが作成されています。

受験生を多角的に評価するため、すべての試験区分で小論文、面接、グループワーク等が課されています。合否判定については、公平性を担保するため、学則に定めるとおり教授会の意見を聴いた上で学長が合格者を決定しています。

早期卒業者や飛び入学者への配慮、社会人や外国人留学生など多様な人材の受験機会を確保するための特別選抜等は実施されていないが、障がいのある受験者への特別措置に関する対応状況については、適切に運用されているものと判断します。また、小規模大学における入試業務が教職員の過度な負担とならないよう、業務分担や体制整備が配慮されています。

IV-1-2 収容定員に対する在籍者数の割合が適正であること。

- ・過去5年間の収容定員に対する在籍者数（原級留置者及び休学者を含む）の割合を確認する。
- ・上記の割合が継続的に不適正（収容定員数の±10%を超える）となっている場合は、適正化を図る取組がなされていることを確認する。

過去4年間の収容定員に対する在籍者の割合は、平均1.03倍で推移しており、継続的に適正な水準が維持されています。

IV-1-3 入学定員に対する実入学者数の割合が適正であること。

- ・過去5年間の入学定員に対する実入学者数の割合を確認する。
- ・上記の割合が継続的に不適正（入学定員数の±10%を超える）となっている場合は、適正化を図る取組がなされていることを確認する。

過去4年間の入学定員充足率は平均1.05倍で推移しており、入学定員が継続的に確保されています。しかも、入学者の出身地が日本全国に分布しています。

**基準IV-2 教育研究実施組織及び教育課程に対応した施設・設備（ICT環境、バリアフリー化等を含む）並びに図書、学術雑誌等の教育上必要な資料が整備され、有効に活用されていること。**

**【評価結果】 基準IV-2を満たしている。**

評価結果の根拠・理由

IV-2-1 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が法令に基づき整備され、専門職大学設置基準に適合し、有効に活用されていること。

- ・必要な種類、規模、質及び数の講義室、演習室、自習室、図書室、教員室その他の施設が備えられていることを確認する。
- ・図書等の資料が系統的に整備され、活用できる状態になっていることを確認する。
- ・施設・設備について、学生及び教員等の利用に支障がないように配慮されていることを確認する。
- ・専門職大学設置基準との適合性も確認する。

学舎等は、令和3年4月の開学に向けて兵庫県により新たに建築され、校地については豊岡市から無償で借り受けています。教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備（校地面積及び校舎面積を含む）は、法令に基づいて整備されており、専門職大学の基準にも適合し、有効に活用されています。

学修環境としては、教育研究棟に大・中・小の教室、情報演習室兼語学演習室、図書館、PBL室、自習室、ラーニング・コモンズなどが整備されています。実習棟には、大劇場である静思堂シアター、小劇場であるそぞろ座を含む実習室、スタジオ等が設けられています。最新設備の整ったこれらの施設は即戦力となりうる専門職業人材を育成する環境として優れており、学生の多様な活動を支えています。

教員研究室については、1人部屋36室、4人部屋8室、共同研究室5室が確保されています。図書館には無線LAN環境が整備されており、学生が資料を検索・閲覧できる環境が整っています。図書館内には8室のPBL室がアクティブ・ラーニング空間として設けられているほか、図書室に隣接して自習室も設置されています。

専門職大学に隣接して学生寮が整備されています。1年次は全寮制で、学生間のコミュニケーションが促進され、特色となっています。

これらの諸施設・設備の利用状況から判断して、教育研究活動を支える環境として適切に

機能しています。

#### IV-2-2 施設・設備における安全性が配慮されていること。

- ・施設・設備の耐震化については、評価実施年度の耐震化率を確認する。耐震基準を満たしていない場合は、その理由と改善のための計画について確認する。
- ・施設・設備の老朽化に対する対応状況について確認する。
- ・防犯カメラの設置等、安全・防犯面への配慮を確認する。
- ・施設・設備のバリアフリー化について、障がいのある学生等の利用者が円滑に利用できるよう配慮なされていることを確認する。
- ・施設・設備について法令上の要件が課されている場合は、適切な管理運営の状況を確認する。

法令に基づき、「防火対象物」及び「消防用設備等（特殊消防用設備等）」の点検が実施されており、これまでの点検結果は「適正」及び「正常」となっています。

施設・設備のバリアフリー化については、点字ブロックや標識シールの設置、身障者用駐車場、自動扉出入口、エレベーター、身障者用トイレの整備、車椅子での移動に必要なスペースの確保など、障がいのある学生等の利用者が円滑に利用できるよう配慮されています。

安全・防犯面については、守衛室（火災受信所）が設けられ、外部委託により警備員が24時間365日体制で配置されています。来学者には、受付（守衛室）にて所属・氏名等を記載の上、入館証を携帯させる運用がなされており、敷地内には防犯カメラが設置され、守衛室での監視体制が整えられています。

以上より、安全・防犯面にも十分な配慮がなされているものと判断します。

#### IV-2-3 教育研究活動を展開する上で必要な ICT 環境が整備され、有効に活用されていること。

- ・教職員及び学生が授業内外において簡単にインターネットに接続できる環境の整備状況を含め、教育課程の遂行に必要な ICT 環境の整備状況や活用状況を確認する。
- ・ICT 環境の整備充実に向けた取組に加え、これらを維持・管理するためのメンテナンスやセキュリティ管理が行われているかについて確認する。

学舎及び学生寮には無線 LAN 環境が整備されており、授業の内外を問わずインターネット接続が可能な環境となっています。教職員には、セキュリティに配慮した専用の有線 LAN 環境が提供されています。

このほかにも、ICT 環境の整備・運用に関して以下のような対応が行われています。

- ・学外での実習時にはポータブル Wi-Fi の貸与が行われ、通信費の自己負担なくインターネット接続が可能となっています。
- ・ICT 環境の維持管理及びセキュリティ管理のため、常駐のシステムエンジニア（SE）が配備されています。
- ・システムアップデート等のメンテナンスを保守契約に含めることで、一定のセキュリティポリシーの維持が図られています。
- ・学習管理システム（Google Classroom 等）が導入され、教育活動における情報共有や課題管理が円滑に行える体制が整えられています。

#### IV-2-4 自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学修環境が整備され、効果的に利用されていること。

- ・自主的学修環境の整備状況については、その環境を必要とする学生が効果的に利用できるような状態になっていることを確認する。

図書等の蔵書数（令和7年3月現在）は、図書31,939冊（うち外国書5,305冊）、紙媒体の雑誌66種（うち外国書2種）、電子書籍6,477タイトル、電子ジャーナル7種（うち外国

書7種)、視聴覚資料253点、データベース6種となっています。

学術情報館は8時から22時まで開館しており、学生は授業以外の時間にも上記の設備や蔵書を利用することができます。令和6年度の利用状況から、自習室やPBL室が学生に効果的に利用されているものと判断されます。一方で、個人用視聴覚レファレンス席の利用は少数にとどまっており、学生によるDVDやEPAD(舞台芸術のデジタルアーカイブ)の視聴を促す取組が期待されます。

情報演習室内には、動画編集やPOP制作などクリエイティブな活動が可能なPCが設置(40台)されており、土日を問わず開館時間中であれば自由に使用できる環境が整えられています。一部教室にはプロジェクターが設置され、図書館内のPBLエリア及びラーニングコモンズ(グループ討議室)には電子黒板が導入されるなど、教育活動を支援するICT機器環境が整備されています。

学生のサークル活動を支える共同の部室があり、有効に活用されています。

### **基準IV-3 教育研究活動を支える施設・設備を運用するための財政基盤が確立され、それらの管理運営体制が整備され機能していること。**

**【評価結果】 基準IV-3を満たしている。**

評価結果の根拠・理由

IV-3-1 教育研究活動を支える施設・設備を運用するために必要な予算を配分し、経費が執行されていること。

・過去5年間の予算・決算の状況を確認する。

過去5年間の予算及び4年間の決算の状況から判断して、教育研究活動を支える施設・設備を運用するために必要な予算が適切に配分され、経費が執行されています。

IV-3-2 施設・設備の管理運営組織が、適切な規模と機能を有していること。

・管理運営のための組織の状況について、規模や機能状況を確認する。

学舎及び学生寮の施設・設備については、事務局に担当課と担当職員が配置されています。施設・設備の維持、管理、清掃、警備等の業務は業者に委託され、管理運営業務の体制が整備されています。

ホームページ等の管理運営は、事務局担当課が委託業者と連携し、適切に管理・運営を行っています。

以上より、管理運営のための組織の状況については、1学部1学科にふさわしい規模と機能を備えています。

### **基準IV-4 学生に対して、適切な履修指導、学修支援が行われていること。**

**【評価結果】 基準IV-4を満たしている。**

評価結果の根拠・理由

**IV-4-1 履修指導、学修相談・助言が、学生の多様性（履修歴や実務経験の有無等）を踏まえて適切に行われていること。**

- ・学生のニーズに応える履修指導・学修相談・助言等が行われていることを確認する。
- ・オンライン授業を行っている場合には、そのための履修指導の体制を組織として整備し、指導・助言が行われていることを確認する。
- ・ネットワークを活用した学修相談等、履修指導、学修支援が行われていることを確認する。
- ・長期にわたる教育課程の履修を認めている場合には、それを確認する。

1年次はクラス「担任制」、2年次は予め大学で指定した担当教員（アカデミックアドバイザー）、3・4年次は「専門演習」「総合演習」のゼミ担当教員がアドバイザーとなり、履修指導や学修相談・助言を行う体制が整っています。担任や科目担当以外の教職員であっても、オフィスアワーが周知され、学生が容易に相談できる環境が整えられています。

また、学生の多様性（履修歴や実務経験の有無等）に対する対応についても、具体的事例から判断して対応がなされています。

**IV-4-2 障がいのある学生、留学生、その他履修上特別な支援を必要とする学生に対する学修支援を行う体制が整備されていること。**

- ・特別な支援を必要とする学生への学修支援の実施状況について確認する。
- ・障がいのある学生に対する支援については、関係法令の趣旨を考慮して確認する。
- ・特別な支援が必要と考えられる学生が現在在籍していない場合でも、学修支援を行うことのできる状況にあるかについて確認する。

障がいのある学生の支援については、詳しいガイドラインと体制が整備されており、適切に運用されています。留学生に関しては、外国語による情報提供（時間割、シラバス等）や特別な支援を行う体制が整えられています。特に、国際交流センターがその機能を果たしています。その他の特別な支援を要する学生への学修支援についても、事例に基づいた対応が行われています。

以上から、障がいのある学生、留学生、その他履修上特別な支援を必要とする学生に対する学修支援を行う体制が整備され、具体的に対応されています。

**基準IV-5 学生に対して、生活、進路、経済、ハラスメント等に関する相談・助言、支援等が適切に実施されていること。**

**【評価結果】 基準IV-5 を満たしている。**

評価結果の根拠・理由

**IV-5-1 学生の生活、経済、進路に関する相談・助言体制を整備し、必要な支援が行われていること。**

- ・学生の生活、経済、進路に関する相談・助言体制の整備状況について確認する。
- ・生活支援等に関する相談や学修、健康、就職等進路に関する助言体制の整備及び支援の実績
- ・奨学金制度、入学生・授業料免除等の学生の経済面の援助に係る整備状況、当該窓口の周知状況及び利用実績

生活に関する相談・助言体制については、担当教員、保健室、学務課、外部カウンセラーによる複数の相談窓口が設置され、支援が行われています。学生生活委員会が学生生活全般に関する事項を審議しています。

経済面の援助に関する相談・助言体制については、奨学金を始めとする各種制度を周知するとともに、年度初めに奨学金説明会が実施されています（2025年12月11日現在 162名

が奨学金を受給)。

上記の相談・助言体制については、学生便覧や学内イントラネットに掲載されるとともに、オリエンテーションで周知されています。

進路に関する相談・助言体制としては、キャリア支援を専門に行うキャリアサポートセンターが設置されており、キャリアサポートセンター運営委員会が中心となって運営を行っています。国家資格キャリアコンサルタントを有するキャンパスキャリアセンターコーディネーターがキャリア形成支援や就職支援を担当しています。具体的には、オリエンテーションにおけるキャリアガイダンス、ビジネスマナー講座、芸術文化・観光等に関連する業界研究会等のセミナーを開催するとともに、個人面接などの個別指導が行われています。

以上から、学生の生活、経済、進路に関する相談・助言体制が整備され、必要な支援が行われています。しかしながら、学生からは生活（特に食環境や住居）に対する支援の要望があり、さらなる拡充が望まれます。

**IV-5-2 各種ハラスメントに関して、被害者又は相談者の保護が確保された組織的な体制が構築されていること。**

・各種ハラスメント対応の体制の整備状況について確認する。

ハラスメント等対策ガイドラインが作成され、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、アルコール・ハラスメント、性暴力等、その他のハラスメントについて定め、対応が行われています。窓口は学務課、保健室、ハラスメント対策委員会委員とされ、メールや大学ホームページに相談フォームも用意されています。公認心理師によるハラスメント研修も開催されています。

以上より、各種ハラスメントに関して、被害者又は相談者の保護が確保された組織的な体制が構築されています。

以上の内容を総合して、「**領域IVを満たしている。**」と判断します。

## 領域IVの基準について

### 【優れた点】

- 最新設備の整った劇場、実習施設は即戦力となりうる専門職業人材を育成する環境として優れており、学生の多様な活動を支えています。

### 【特色ある点】

- 1年生は全寮制であり、学生間のコミュニケーションが促進されています。

### 【改善が望まれる事項】

- 学生の生活（特に食環境や住居）に対する支援のさらなる拡充が望まれます。

## 領域 V 内部質保証

**基準 V-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制・手順が明確に規定され、適切に実施され、教育研究等の改善・向上が図られていること。**

**【評価結果】 基準 V-1 を満たしている。**

評価結果の根拠・理由

V-1-1 教育研究活動等の質及び学生の学修成果の水準について、継続的に維持、改善・向上を図るための体制が整備されていること。

- ・自己点検・評価の実施に責任をもつ組織及び責任者の役職名（最終的な責任者が学長であることを前提として、教育研究等の質保証に関して最終的な責任をもつ者）が定められていることを確認する。
- ・教育課程、入学者の受入れ、施設・設備、学生支援等について責任をもつ組織と、自己点検・評価の責任者との連携の状況を確認する。

内部質保証に関わる体制としては、開学時から副学長を委員長とする自己評価委員会が設置され、定期的に自己点検・評価が実施され、ホームページ等を通じて教育・研究活動及び専門職大学に関する情報が発信されています。

自己評価委員会では、教育の取組状況や学修成果等について点検・評価するために、データや資料の収集・分析（教学 IR）に取り組んでいます。令和 6 年度からは教学 IR システムの構築を開始しており、現時点では試験的に導入され、様々なデータの関係性（相関関係）を把握し、学生の傾向を掴むことを目的としています。

V-1-2 自己点検・評価を実施するための評価項目が適切に設定され、具体的かつ客観的な指標・数値を用いて教育の実施状況や成果が分析されていること。

- ・自己点検・評価を実施するための評価項目が適切に設定されていることを確認する。
- ・自己点検・評価の実施にあたり、資格試験合格率、標準修業年限内卒業率、留年率等の具体的かつ客観的な指標・数値を用いて分析が行われていることを確認する。

完成年度までの自己点検・評価については、主として「設置計画履行状況報告書」における項目を具体的かつ客観的な指標・数値として用い、文部科学省への報告を行うことで広く公表し、教育の実施状況や成果を分析してきました。

完成年度以後の自己点検・評価の基本的方針については、資格試験の受講状況や合格率等、具体的かつ客観的な指標・数値を用いて教育の実施状況を把握する資料の計画が示されています。

V-1-3 自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実実施計画に基づいて取組がなされ、実施された取組の効果が検証されていること。

- ・自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実実施計画について、実施状況及び成果を確認する。

開学（2021 年度）から 4 年間は設置計画履行状況報告が行われてきました。自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実実施計画に基づき取組がなされ、実施された取組の効果が検証されています。

なお、文部科学省の設置計画履行状況調査（令和 3 年～6 年）においては、指摘事項はありません。

**基準 V-2 教育研究活動等に関する情報が適切に公表され、説明責任が果たされているとともに、社会からのフィードバックが教育研究等の改善・向上に活かされていること。**

**【評価結果】 基準V-2 を満たしている。**

評価結果の根拠・理由

V-2-1 法令等が公表を求める事項が公表されていること。

- ・教育課程の目的、学位授与方針、教育課程方針及び学生受入れ方針、その他法令が定める教育研究等についての情報を社会に対し、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により広く公表していることを確認する。

学校教育法第 109 条第 1 項、同第 113 条及び学校教育法施行規則第 172 条の 2 に示されている内容については、ホームページにすべて掲載され、公表されています。

V-2-2 社会からのフィードバックを教育研究等の改善・向上に資する体制が整備され機能していること。

- ・教育研究等の情報の公表に対する社会の反応を分析して、教育研究等の改善・向上に資する体制を確認する。
- ・その体制が機能した事例を確認する。

教育課程連携協議会は、教職員、専門分野の知識や経験を有する団体、地方公共団体、地域の関係者、臨地実務実習を受け入れる企業等で構成されており、社会からのフィードバックを教育研究等の改善・向上に資する体制が整備され、機能しています。

入学、就職、教育研究については、各委員会やセンター、事務局が対応していると自己点検評価書に記載されていますが、具体的に機能した事例についても確認しました。例えば、臨地実務実習の改善・向上のために教育課程連携協議会を設置し、定期的に会合を行っており、そこで出された意見が改善に反映され、成果が見られました。

**基準 V-3 専門職大学（芸術文化観光分野）の教育に資する研究のあり方を踏まえて、芸術文化観光関連の学術的研究、芸術文化観光に関する知識・技能の充実や刷新を伴う実務に基づいた研究に継続的に取り組み、教員の質が確保されていること。さらに教育研究活動を支援・補助する者を含めて、それらの維持・向上が図られていること。**

**【評価結果】 基準V-3 を満たしている。**

評価結果の根拠・理由

V-3-1 教員の任用及び昇任等にあたって、芸術文化観光関連の教育研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等が明確に定められ、実際にその方法によって任用、昇任させていること。

- ・教員の任用や昇任等の際し、職階ごとに求める教育上、研究上又は実務上の知識、能力又は実績の基準が定められていることを確認する。
- ・採用・昇任時の教育上の指導能力に関する評価の実施状況を確認する。
- ・教員の担当する授業科目が、各教員の知識、能力、実績等に応じて決定されていることを確認する。

教員の任用及び昇任にあたっては、芸術文化観光関連の教育研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法が定められており、その方法によって任用・昇任が行われています。

教員の任用や昇任については、兵庫県公立大学法人教員人事規程によって選考方法が定められ、兵庫県公立大学法人教員選考基準により、職位の階梯ごとに求められる教育上、研究上、実務上等の知識や能力、実績が明示されています。

内部昇任については、芸術文化観光専門職大学内部昇任基準を定め、職位の階梯ごとに求められる教育、研究・活動、社会貢献及び管理運営等における業績の基準が示されています。

教員の採用・昇任に関しては、今後、教員の担当する授業科目が知識、能力、実績等に応じて決定されていることの明確化が期待されます。

V-3-2 専任教員について、教員の教育活動及び教育上の指導能力に関する評価を継続的に実施し、それによって把握された事項に対して適切な取組が行われていること。

- ・教員の教育研究活動等及び教育上の指導能力に関する評価の継続的（定期的）な実施について、規則等で規定していることを確認する。
- ・教員の教育研究活動等に関する業績評価、給与等への反映状況を確認する。

教員評価については、教育活動、研究・社会貢献・管理運営面に関して、目標設定が行われ、自己評価が年2回（中間評価と年度評価）行われます。その自己評価書に基づいて、評価委員会による年度末評価が行われます。教員評価結果については、学部長等による面談も実施され、勤勉手当、内部昇任等の基礎資料ともなっています。

教育研究活動等の評価について、個々の教員に結果をどのように改善につなげるかが伝わっていない事例があり、フィードバックのあり方に工夫が求められます。

V-3-3 授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）が組織的に実施されていること。

- ・FDの実施内容・方法（教育方法等の研究・研修、教員相互の授業参観等）及び実施状況（教員参加状況や参加による効果を含む）を確認する。FDの実施にあたっては、教育課程方針に則した授業及び成績評価が実施されるよう、成績評価基準の内容や各授業科目の到達目標についての認識の共通化が図られていることを確認する。

授業の内容や方法の改善を目的としたファカルティ・ディベロップメント（FD）は、組織的に実施されていることが確認でき、その際の教員の参加状況についても確認しました。さらに、実際の授業における教員同士の相互参加や、学内外の専門家による講演会の実施など、より組織的な取組についても確認しました。ただし、現状では年1回の開催にとどまり、教員が集まって座談会のような形式になっている点が懸念されます。

V-3-4 教育支援者や指導補助者に対して、質の維持・向上を図る取組が組織的に実施されていること。

- ・授業担当者と指導補助者との役割分担について確認する。
  - ・教育支援者及び指導補助者に対する研修等の方針、内容・方法及び実施状況等を確認する。
- \*スタッフ・ディベロップメント（SD）については、基準Ⅲ-3で確認する。

臨地実務実習に関して、実習支援センターの設置により、授業担当者と役割分担や方針、内容・方法などが示され、教育支援者や指導補助者の実数を確認の上、教育支援や指導補助が組織的に行われています。さらに、実施状況や維持向上を図る取組については、追加資料によって確認できました。

以上の内容を総合して、「**領域Vを満たしている。**」と判断します。

### **領域Vの基準について**

#### **【優れた点】**

- 特にありません。

#### **【特色ある点】**

- 特にありません。

#### **【改善が望まれる事項】**

- 教育研究活動等の評価について、個々の教員に結果をどのように改善につなげるかが伝わっていない事例があったため、フィードバックのあり方に工夫が求められます。

## VI 意見申立て及びその対応

この自己点検評価第三者検証報告書に対して、芸術文化観光専門職大学からの意見申立ては、ありませんでした。

## Ⅶ 参考資料

自己点検評価の詳細については、芸術文化観光専門職大学ホームページをご覧ください。

### 1.大学の概要

概 要					
大学名	兵庫県公立大学法人 芸術文化観光専門職大学				
所在地	〒668-0044 兵庫県豊岡市山王町7-52				
設置学科・コース等の情報				(令和7年5月1日現在)	
学科・コース等の名称	学生数 (人)	専任 教員数	実務家 教員数 (内数)	分野	関係法令等の名称
芸術文化・観光学部 芸術文化・観光学科	349	41	18	芸術文化観光分野	専門職大学設置基準

### 2.大学の目的及び特徴

目 的
<p>芸術文化観光専門職大学(以下、「本学」という。)は、芸術文化と観光を学ぶ全国初の芸術文化・観光学部 芸術文化・観光学科の1学部1学科として文部科学大臣から設置認可を受けた専門職大学である。また、前身となる教育機関のない専門職大学としては国公立大学初で開学し、兵庫県が出資する兵庫県公立大学法人が運営している。単に学問を教えるだけでなく、地域社会に深く貢献し、新たな価値を創造する「専門職業人」を育成するため、基本理念を以下に制定している。</p>
<p>1. 芸術文化及び観光の双方の視点を生かして地域の活力を創出する専門職業人の育成</p> <p>本学の最も根幹にある目的は、芸術文化と観光の双方に精通し、その相乗効果で地域の活力を生み出す専門職業人を育てることである。本学は、両分野を切り離すことなく、一体のものとして捉えることで、新しい時代に対応した人材を養成するために、芸術文化を単なる鑑賞の対象としてではなく、地域の経済や社会を動かす力と捉え、観光と結びつけるための知識やスキルを徹底的に学ぶ。</p> <p>具体的には、文化施設の運営、イベントの企画、芸術家のマネジメントといったアートマネジメントと、観光地の開発、マーケティング、インバウンド対応といった観光マネジメントを、理論と実践の両面から修得していく。これにより、学生たちは卒業後、地域の芸術文化を活かした新たな観光ビジネスを立ち上げたり、国際的な文化交流を推進したりする存在になることを目指す。</p>
<p>2. 地域のオープンイノベーション拠点の形成</p> <p>本学は、単なる教育機関にとどまらず、地域のオープンイノベーション(企業や団体、大学などが外部の知識や技術を取り入れ、革新的な製品やサービスを生み出す仕組みのこと)拠点となることも重要な目的としている。</p> <p>本学は、豊かな自然と歴史、文化を持つ兵庫県北部の但馬地域にあり、地域に深く関わることで、新たな知恵やアイデアを生み出すことを重視している。具体的には、大学を核として、企業、自治体、地域住民、そして小中高校などの教育機関が連携し、地域の課題解決や魅力向上に取り組む産学官連携、小中高大連携を積極的に推進する。</p> <p>学生たちは、座学で得た知識を実際の地域社会で活用するため、800時間以上に及ぶ長期の実習を必修としている。これにより、地域の祭りやイベントの企画運営に参画したり、観光資源の調査・分析を行ったりするなど、地域の人々と協働しながら実践的な経験を積んでいく。本学は、学生たちの若い感性と専門知識を地域に還元し、地域に新しい風を吹き込む役割を担う。</p>

### 3. 地域の発展・繁栄及び新たな国際ネットワークの形成に貢献

グローバル化が進む現代において、地域活性化は国内にとどまらず、海外との交流なくしては成り立たない。本学は、地域に根ざしながらも、グローバルな視点を持つ人材を育成し、新たな国際ネットワークを形成することも重要な目的としている。本学が目指すのは、従来の「インターナショナル(国家間の関係)」とは異なる「インターローカル(地域と地域が国境を越えて直接結びつく活動)」な交流である。但馬地域で生まれた芸術文化や観光の価値を世界に発信し、新たな国際関係を築いていく。

そのために、カリキュラムでは語学教育にも力を入れ、高い語学力と多様な価値観を養っていく。また、海外研修も積極的に実施することで、学生たちは異文化に触れ、視野を広げる機会を得る。本学で学んだ学生たちは、世界中に広がるネットワークの一員として、日本の地域の魅力を世界に伝え、平和と相互理解に貢献する存在になることが期待されている。

これらの基本理念を踏まえ、学則第1条において、本学の目的を「芸術文化及び観光の分野で活躍することによって、芸術文化と観光による価値連鎖を創出し、観光事業による交流の拡大、消費活動の喚起を通じて芸術文化の振興、観光の振興、地域の活性化の好循環を促すことのできる専門職業人を育成する。また、地域に根ざした教育研究活動を展開するとともに、産学官連携及び小中高大連携の強化、生涯教育の充実、地域との協働等を推進する拠点として地域社会に貢献する。あわせて芸術文化を生かした新たな観光ビジネス、芸術文化の創造活動や優れた文化政策の進展に寄与し、グローバルなネットワークの形成に貢献する。」と定めている。

さらに、同第2条では、本学の芸術文化・観光学部は「地域活性化における芸術文化と観光の果たす役割を理解し、両分野の視点を生かし、芸術文化と観光に関する事業活動を推進することで地域の新たな活力を創出する専門職業人を養成する。」と定めている。

(<https://www.at-hyogo.jp/about/outline/>)

## 特 徴

本学の特徴は、全国初の芸術文化と観光を学ぶ専門職大学であり、芸術文化と観光、理論と実践を架橋し、新たな“価値”を創造することである。つまり、演劇やアートマネジメントを核とした芸術文化、ツーリズム産業と観光まちづくり、といった専門分野を学び、「体験価値」の創出(プロデュース)に実践的に取り組み、魅力的な地域や社会を創出していける力を身につけ、芸術文化と観光を活かした持続可能な地域・社会づくりに貢献することにある。

特徴的な主な取組みとして、1点目は、本学独自の多彩なカリキュラムである。本学は「芸術文化」と「観光・経営」の両方を1つの学部・学科で学ぶ日本で初めての学びの場となる。2年次からは、芸術文化分野あるいは観光経営分野のどちらかを軸におき「主たる専攻」として分野の専門性を高めるとともに、もう一方の分野の知識・技能を「副となる専攻」として学ぶ。そうすることで両分野の視点を持った人材を育成することである。

2点目は、新たな学びのスタイルとして1年を4期に区分する「クォーター制」である。第1・第3クォーターは講義、演習科目、第2・第4クォーターは実習科目や集中講義、海外留学を配置し、「理論」と「実践」を繰り返す「ラーニング・ブリッジング」のカリキュラムを採用している。講義で学んだ「理論」を踏まえ、実習「実践」に臨むことで主体的で深い学びを実現し、理論と実践を繰り返す相乗効果により、知識も実践力も身につけられる。なお、実習では授業の3分の1(800時間以上)を充てている。

3点目は、ユニークなコミュニケーション教育である。1年次に全員が演劇的手法による「コミュニケーション演習」を履修し、演劇を活用して表現力などを身につけ、背景の異なる多様な人々との交流が必要な、これからの社会で必須となる異なる価値観の間をつなぐ「対話的コミュニケーション能力」を養成している。また、1年次はシェアハウス方式の全寮制とし、学生同士の交流を通じて、協働性やコミュニケーション能力を養います。

4点目は、世界に広がる学びの舞台として、小さな世界都市・豊岡を抱く、兵庫県北部「但馬」の地で国際感覚を磨くことである。現在、韓国の中央大学校との交換留学では相互に学生の派遣と受け入れを行うとともに、海外実習ではドイツのトリア大学や台湾の建国科技大学など現地の実務や運営について学ぶ機会がある。1、2年次には少人数での集中的な語学教育で高い語学力を養成している。海外での語学実習、学習分野に応じた海外実習、学生寮における留学生との日常的な交流を通じて、多様な価値観を培いつつ、地域のヒト・モノ・価値を世界とつなぐ展開力が身につけられる。

5点目は、各分野を代表する優秀な教員が指導する少人数指導体制である。講師陣も世界を舞台に活躍するダンサー・演劇人をはじめ、マネジメントやマーケティング、起業や団体設立などの豊富な経験をもつ多彩な実務家教員が数多く在籍している。1学部1学科80人で編成し、原則、全科目を40人以下で行う徹底した少人数教育を実施している。教員と学生の顔の見える関係ときめ細やかな指導を通じて学びを深め、高い教育効果を実現する。また、1年次はクラス「担任制」(1クラス13名程度)、2年次は予め大学で指定した担当教員(アカデミックアドバイザー)、3、4年次は「専門演習」「総合演習」のゼミ担当教員がアドバイザーとなり全面的にサポートする。また、1、2年次に集中的な語学教育の少人数(15人程度)指導など一貫した少人数指導体制を確立し、第一線の講師陣と交流しながら、理論と実践が修得できる。

学内の施設面での特徴としては、国内最高レベルの劇場を有していることである。最大220名収容可能な「静思堂シアター」は、音響や照明などプロ仕様の舞台装置を備えており、キャンパスにしながら本格的な舞台上演が可能である。バックヤードには、衣装や大道具・小道具の制作室、楽屋、スタジオなども設置しており、演劇づくりのすべてを一から学べる創造型の劇場となっている。

また、1年次には、シェアハウス方式の全寮制を採用している。4人1部屋のユニットで共同生活を送ることで、日常的にコミュニケーション能力を磨き、多様な価値観を持つ仲間たちとの協働性を養う。

### 3.領域ごとの自己点検評価の概要

#### 領域Ⅰ

専門職大学(芸術文化観光分野)が担う使命に則して、目的を適切に設定しており、この目的には、本学が育成しようとする人材像および個性・特色を明確に示している。また実際に、専門職大学(芸術文化観光分野)に求められている人材育成を行っている。

#### 領域Ⅱ

卒業認定・学位授与方針が、具体的かつ明確化され、カリキュラム・ポリシーが、ディプロマ・ポリシーと一貫性があり、具体的かつ明確である。

また、芸術文化及び観光のマネジメント能力、地域活性化に貢献する、世界に通じる専門職業人の育成をめざしており、教育課程の編成及び授業科目の内容・水準が、体系的かつ適切であり、専門職大学設置基準に適合するものである。

臨地実務実習の管理運営体制を整備し、適切に運用し、また、適切な授業形態(講義、演習、実習等)と学修指導法を採用している。客員・外部講師など幅広く様々な領域と連携した教育上の工夫を行っている。

公正な成績評価を客観的かつ厳格に実施し、公正な卒業認定を実施している上、産業界・地域社会と連携した教育課程の編成を進め、教育課程連携協議会を定期的に開催し、機能している。

#### 領域Ⅲ

専門職大学(芸術文化観光分野)が担う使命を遂行するために、教育研究実施組織を適切に構成し必要な運営体制を適切に整備し、機能している。必要な教員を適切に配置しており、教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制を確保し、教職員の管理運営に関する能力を向上させる取組を実施している。

#### 領域Ⅳ

学修環境の維持・向上のために、アドミッション・ポリシーに則して入学者の受入れを適切に実施し、在籍者数及び実入学者数が、収容定員及び入学定員に対して適正な数となっている。

教育研究実施組織及び教育課程に対応した施設・設備並びに図書、学術雑誌等の教育上必要な資料を整備し、有効に活用している。

教育研究活動を支える施設・設備を運用するための財政基盤を確立し、それらの管理運営体制を整備し機能している。

学生に対して、適切な履修指導、学修支援を実施しており、また、生活、進路、経済、ハラスメント等に関する相談・助言、支援等を適切に実施している。

#### 領域Ⅴ

内部質保証に係る体制・手順を明確にし、適切に実施することで教育研究等の改善・向上を図っている。

教育研究活動等に関する情報を適切に公表し、説明責任を果たすとともに、社会からのフィードバックを教育研究等の改善・向上に活かしている。

専門職大学(芸術文化観光分野)の教育に資する研究のあり方を踏まえて、芸術文化観光学の確立に向けた実践的な研究に継続的に取り組み、教員の質を確保している。さらに教育研究活動を支援・補助する者を含めて、それらの維持・向上を図っている。

詳細は大学ホームページをご覧ください。

<https://www.at-hyogo.jp/about/information/disclosure/>